

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 会談録（日・琉球 首脳、政府高官）Ⅷ

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-21 キーワード (Ja): 椎名, 三木, 外務大臣, 太田, 松岡, 屋良, 主席, 堀総務副長官, ランパート高等弁務官, 屋良主席, 愛知外務大臣に対する要請書 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43191

4211/16

沖繩小笠原問題
大友信泉氏私案

佐藤首相帰国後の

沖縄―小笠原対策の推進について(私案)

一、方針

国民的期待のうちに行われた佐藤首相の訪米と日米交渉において、もつとも大きな焦点となつた問題は、いりまでもなく沖繩、小笠原問題であるが、小笠原はともかくとして、沖繩問題については、直ちに施政権返還に関する具体的な合意を得ることは、恐らく困難であろうと予想される。

しかし、施政権の返還に関する基本的合意を得、その方法及び時期等に関する協議の継続について合意を得ることができれば、国民的期待に十分応えるものではないにしても、問題の将来に画期的な道を拓くものであることは事実であり、その意義は卒直に評価されねばならない。

従つて今後の問題は、日米交渉の結果についての徒らなる釈明ではなく、一方において当面の一体化方策を如何に迅速に推進するかといふことであり、また他方において、問題の根本解決を旨とする日米間の協議を積極的にすすめるために、必要な体制を整え、諸準備を如何に積極的に推進するかといふことである。これらの諸施策は、佐藤首相の帰国と同時に躊躇することなく推進されなければならぬ。

また、そのために必要な組織や体制づくり、及び所要の財政措置など、これを大担に推進する必要があるので、直ちにその準備がすすめられねばならない。

二、当面の措置

以上の方針にもとづいて、当面の措置は、迅速に、しかも相次いで行われねばならないが、その主なるものをあげると、次のようなことである。

(1) 当面の一体化方策を積極的に推進すべきである。

日本復帰に関する基本的合意を得た今後の一体化方策は、一九六九年末をその完了目途とした総合計画にもついで精力的にすゝめられねばならぬが、現地の住民心理等を考慮すると、計画が出来上つてから逐次着手していくのでは間に合わない。

もちろん、基地の機能に直接影響を及ぼす事項や、あるいは施政権返還の基本にかゝる事項については、総合計画にもついで日米間の協議を重ねることによつて始めて解決されうることにならうが、その他の事項及び、とくに政治的配慮を要する事項については、総合計画とは切り離してアメリカ側を説得し、出来るだけ早期にその実現を期して努力する必要があるが、その主なるものを列挙すると、次の諸問題がある。

(1) 主席公選の実施

沖縄の行政主席を、本土における知事と同じように、公選制にしようとする気運はすでにアメリカ側にも十分に昂まつてきていると考えられるので、この際、日本側から積極的に本土に準ずる具

体案をもち出し、早急にその実現を図るべきである。その場合、誰が主席に選ばれるであろうかということに対する判断などによつて、この推進を躊躇すべきではな

く。また、この問題と関連して、立法院の選挙制度を本土並みに改めるといふ問題もあるが、これは、本土における選挙区制の改正と関連させて考える方がよ

(2) 国政参加の実現

沖縄代表を国政に参加させることも、現地の強い願望であるが、これまた積極的に推進する必要がある。

この場合、議決権を除くという議論もあり、その例として西独におけるベルリンの場合がよく引用されるが、これは事情を全く異にしていて、先例とすべきではなく、あくまでも本土と同じものとして実現できるより、対米交渉を推進すべきである。実施の時期については、準備期間等を充分に考慮して定められねばならぬが、できるだけ早期の実現を期すべきであるのはいうまでもない。とくに、実施時期についての合意を急ぎ、方針を定めるだけ早く明らかにする必要がある。

(3) 琉球政府の自治権拡大

アメリカの布令、布告は次第に廃止されてきているが、この際、軍事上直接の関係をもつものを除いて、その他は全部これを廃止して、現地立法とすべきである。

(4) 米民政府の機構人員の大巾縮小と、行政機構の改革

アメリカ民政府は、これを思いきつて大巾に縮少し、琉球政府の顧問的なものとして再編成を急ぐべきである。陣容、機構をそのまゝにしておいては、何時までも、沖縄側の自治権拡大が望めないであろうからである。

(5) 本土政府との人事交流の実現

琉球政府の自治権拡大を図るとともに考慮されねばならないのは、その自治能力の強化である。そのために、職員の研修を充実強化することはもちろんとして、さらに、本土政府との間に、人

事交流の道を拓くことは、甚だ緊急に必要なことである。

(2) 教育に関する一体化の推進

教育一体化構想については、既に昨年来つづけられてきた沖縄問題懇談会（総務長官の諮問機関）において、去る七月に答申された「本土と沖縄の教育の一体化について」の中に、その具体化の方向が示唆されている。

(3) 医療制度の整備、充実

医療の分野は非常に欠けている実情に鑑み、医師の養成と確保、医療諸制度の整備、衛生諸施設の整備充実及び、県民の衛生思想の普及向上等について、この際思いきった措置を講ずる必要があろう。

(4) 対沖縄援助の増額

今年度の援助額は一〇三億円であるが、現在のところ、明年度の予定額としては、約一五〇億円と予想されている。

しかし、対沖縄援助額の最近数年間における年次増額率に比べて、ややその率が低いというのは、とくに佐藤首相の訪米後のことであるだけに、適当でない。

従つてこの際、右に挙げたような措置を考慮し、佐藤首相の提案によつて、略々二〇〇億円を目途として増額することが必要であらう。

(2) 基本対策の調査研究と立案を急ぐべきである。

以上の、当面の一体化方策の推進と併行して急がねばならぬのは、いうまでもなく施政権返還を

目ざしての総合計画の立案である。

今度の佐藤首相の訪米に至るまでの経過に明らかであるように、部分的要求や一方的陳情だけではアメリカを説得して、施政権の返還を実現させることは、困難である。

従つて、政府はこの際決意を新たに、施政権返還後の沖縄の在り方を示す総合計画の樹立に直ちに着手すべきである。

その主なる項目は次のとおりであらう。

- (1) 沖縄の行、財政制度に関する総合的改訂計画
- (2) 各種の免許及び試験制度の統一計画
- (3) 沖縄における裁判制度及び裁判所の管轄権等に関する改訂計画
- (4) 社会保障、社会保険制度等の一体化に関する諸計画
- (5) 沖縄の産業振興に関する長期計画
- (6) 通貨制度、貿易制度等に関する移行措置等に関する諸計画
- (7) 教育、文化に関する振興計画
- (8) 米軍事基地の縮小再編成計画と、基地の機能保持に関して日本側のとるべき諸措置についての立案
- (9) 沖縄における治安対策に関する計画

等が、その主なるものとなる。

もちろん、これらは、単に将来図を画くだけでなく、その移行過程についても、これを明らかにしておく必要があることは、いうまでもない。

(3) 右の諸施策を推進するために必要な、体制づくりを、急ぐべきである。

(イ) 新諮問機関の設立。

佐藤首相の訪米に備えて設けられた「沖繩問題等懇談会」は、ともかく中間報告を提出して当面の役割を果たした。

今後は、右に述べた総合計画の立案がその課題となるが、現在の陣容をもつては、恐らくその任に耐えられないであろう。

従つてこの際、現在の「沖懇」を解散して、適任者を選んで新編成することが適当であろう。

もちろん民間各方面から人材の登用が図らるべきであるが、沖繩代表の参加も考慮すべきであろう。また人選にあつては徒らに大物主義に陥ることなく、実際の陣容を十分に考慮すべきである。

また、新機構は、その発足に際して、関係各省の局長級をもつて構成する幹事会を併置するとともに、分野別に問題を掘り下げていくための、専門委員会の設置を考慮すべきである。

専門委員会は、行、財政部門、産業、経済部門、社会施策部門、教育、文化部門及び、安全保障問題に関する部門等、少くとも五つの委員会が必要であろう。

(ロ) 総理府特連局に、新機構の設立

現在のところ、総理府特連局は当面の援助等を中心とした業務の処理に忙殺されており、右に述べたような基本的業務の処理は到底出来得ない。

従つてこの際、この基本的業務の処理、即ち各種の調査、研究及び計画の立案等にあたり、併せて新諮問機関の事務局機能をもつものとして、特連局に「企画部」(仮称)を設け、少くとも五、六名の参事官級の調査官及びその事務スタッフが配置される必要がある。

その一部が、小笠原を担当することになるが、日米会談の結果によつては、「小笠原振興計画推進本部」ともいふべきものを設ける必要も生ずるであろう。

(ハ) 南方連絡事務所の陣容強化

基本計画の策定に必要な調査、研究を現地において行つたために、この際那覇に在る南方連絡事務所、有能な調査官の配置が必要であるが、そのメンバーは、少くとも関係各省の課長級以上であることが必要とされるし、当然ある程度のスタッフも必要となる。

従つてこれと関連して、南方連絡事務所の権限、機能を再検討するとともに、その所長には、次官級の大物を配置する必要がある。

(ニ) 沖繩における復帰問題研究会の再編成とその位置づけの再検討

今日までに「復帰問題研究会」の果たしてきた役割は、かなり大きく評価されてよいが、今後は、右に述べた本土側の再編成と関連しつつその在り方が再検討されねばならぬであろう。

その一案として考えられるのは、現在は任意団体である同研究会を、この際琉球政府主席の諮問機関として正式に位置づけることである。

(4) 日米協議機関は、どうしても必要である。

以上に述べたことでも明らかのように、今後の事態の急速な推進を図るためには、どうしても、日米の協議機関が必要であるが、首相の訪米交渉によつたとえ具体的な合意が得られなかつた場合でも、その実現のために勢力的な努力を払い、是非ともその実現を図るべきである。

この場合の日米両国の代表は、ともに閣僚又は閣僚級をもつて充てるべきで、現在の日米協議委員会の如く、日本側が閣僚であるのに、アメリカ側が大使及び現地の高等弁務官ということであつては

ならない。
さらに、協議の場所も東京に限るべきではなく、むしろできるだけワシントンにおいて開くことが考慮されねばならない。
尚、協議内容のうち、とくに安全保障問題など、両国の専門家をもつて構成する下部委員会の設置も、考慮される必要があるらう。

以上

(昭和四二、一一、二四 末次)

身紙本出

北米課長

前 陪

佐藤首相の訪米に際し、沖繩・小笠原問題の解決についての非常なる御努力を感謝申し上げます。

いよいよ待望の日米首脳会談も終り、共同声明にも示されているように、沖繩・小笠原問題に関する新しい時代を迎えましたが、今後の課題は、一体化方策について、これを如何に迅速にしかも効果的に推進するかということにあります。

つきましては、この件については、本会末次評議員による私案がおりますので、こゝにお届けいたします。この私案は、十四日閣で閣議されたもので、共同声明を踏まえたものではないのであります。大筋において御参考にして頂けるものと思えます。

何れにしても重要なことは、佐藤首相帰国後の対策を迅速且つ有効に推進する必要があると考えられますので、格別の御高配を賜りますより、お願いいたします。

昭和四十二年十一月十六日

南方同胞援護会 会長 大 浜 信 貞



外務省北米局
北米課長 枝村純郎 殿

手紙